

平成27年3月31日
生企第1857号
警察本部長

質屋営業事務取扱要領

(概要)

本通達は、質屋営業事務の適正な取扱いを図るため、質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）の規定により、

- 許可申請等の事務処理要領
- 許可の取消し又は停止要領
- 許可台帳等の取扱い

等について定めている。